八、大字三輪字小尻平七（次の図に示す部分に限る。）、字長野五六の一、五六の五、五七の一、字沢上一一一、一一二の一、一一二の三、設楽町豊邦字日影四の二・四の三（以上二筆国有林）、一の一から一の三まで、二の一、三、四の一、字胡桃平一六の三（国有林）、三、四、二二、二六の一、二七の一、二七の三、二七の四、二八、田峯字庄ノ津七の三から七の六まで、字堂ノ根一から五まで、九、九の一、一一、一三、一四、一六、一七、字久手平九、一〇、一四、字諸畑一一の一、一二の一、二〇の一〇、二〇の一一、二〇の一三、字砂多五の四、五の八、六の三、六の六、七の三、七の五、八の三から八の五まで、一三の一から一三の四まで、三三から三五まで、一三七、字駄坂一二、一三、字城坂六の一（次の図に示す部分に限る。）、六の二、六の三、七の二、七の四、七の六、八の一から八の三まで、清崎字柿木貝津二九の五（次の図に示す部分に限る。）、二九の一、字井戸上三の一、三の二、字兵ノ久保二三（次の図に示す部分に限る。）、字横手一・二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、小松字池空二の一、二の三から二の六まで、一〇から一二まで、字滝坂一の三七から一の三九まで、一の一三三、和市字笠井二一・二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三の四、一七から一九まで、二〇の一、二〇の二、字薬師平一五・一八の一・一九から二一まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一三、一四、一六、一七、一八の二、一八の三、津具字木戸ケ洞三、六から九まで、一〇の一一、一〇の一八、一〇の五七、一〇の五八、字本沢五、七の六七、七の七七、七の七八、七の一二七、七の一三〇、七の一三一、七の一三七、七の一四九、七の一六六から七の一六八まで

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第九条第一項の規定に基づき、平成三十年四月二十五日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十六日　農林水産大臣　齋藤　健

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が3年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第104504号	液状副産窒素肥料	アジ―S4号	味の素株式会社	東京都中央区京橋一丁目15番1号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、平成三十年四月十一日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成三十年五月十六日　農林水産大臣　齋藤　健

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24073	ピラクロニル・ピリミノバックメチル・フェンキノトリオン剤	エンペラー豆つぶ250	東京都台東区池之端一丁目4番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　小池好智
24074	ピラクロニル・ピリミノバックメチル・フェンキノトリオン剤	エンペラージャンボ	〃
24075	ブロマシル・DCMU粒剤	草刈りラクダ	大阪市淀川区宮原四丁目1番9号　株式会社ハイポネックスジャパン　代表取締役社長　村上恭豊

○農林水産省告示第千百十一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、平成三十年四月二十五日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成三十年五月十六日　農林水産大臣　齋藤　健

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24076	ピラクロニル・ベンゾビシクロン・ベンフレセート水和剤	モーレッツフロアブル	東京都千代田区神田小川町一丁目3番1号　OATアグリオ株式会社　代表取締役　森明平
24077	ピラクロニル・ベンゾビシクロン・ベンフレセート水和剤	SDSモーレッツフロアブル	東京都中央区東日本橋一丁目1番5号　株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　髙橋順一
24078	エトフェンプロックス・フサライド水和剤	ダブルアローSE	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　上園孝雄
24079	カフェンストロール・シクロスルファムロン・ダイムロン・ベンゾビシクロン粒剤	サスケ粒剤200	東京都千代田区神田小川町一丁目3番1号　OATアグリオ株式会社　代表取締役　森明平

○農林水産省告示第千百十二号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、次の農薬を再登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成三十年五月十六日　農林水産大臣　齋藤　健

1．登録番号、農薬の名称並びに製造者又は輸入者の氏名及び住所

平成30年5月7日付けをもって再登録したもの

登録番号	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
14075	サンケイベタリン―A	沖縄県豊見城市字高安586番地　琉球産経株式会社　取締役社長　新垣勲
21065	クサカリン粒剤35	東京都中央区日本橋一丁目19番1号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　小澤敏
21066	クサカリン粒剤25	〃
21070	エルカード	東京都中央区明石町8番1号　アリスタ　ライフサイエンス株式会社　代表取締役　小林久哉
21071	インプレッションん水和剤	東京都中央区東日本橋一丁目1番5号　株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　髙橋順一
21072	サンダーボルト007	東京都中央区京橋一丁目19番8号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　友井洋介
21073	コロソ粒剤	岐阜県揖斐郡池田町片山2957―1　株式会社タニサケ　代表取締役　清水勝己
21074	石原アドバンテージS粒剤	東京都千代田区富士見二丁目10番2号　石原バイオサイエンス株式会社　取締役社長　東山啓治